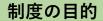
茂原市民間提案制度

が始まります!





民間提案制度は、茂原市が所有する財産や公共サービスに対し、民間事業者の皆さまが持つアイデアやノウハウを生かしたオープンイノベーションにより、本市の自治体経営や公共サービスの質の向上を目指す制度です。



制度のポイント

■ 民間事業者が自由な発想で提案

指針・要項で示す一定の条件以外の規制はありません。

※対象外 単に事業の廃止や施設の購入のみを目的とする提案 法令等により市が行うべき事業の提案



<u>♪ 協議が整った場合→随意契約を保証</u>

民間事業者様のアイデア・ノウハウを知的財産として保護します。提案が採用され、協議を経て事業化が決定した際は、提案者を契約者として選定します。(随意契約)

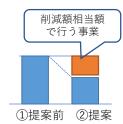
■○ 市の新たな財政負担がないことが原則

事業を行うにあたっては、民間事業者の提案により資金調達を 行うものとします。

・貸付料や広告料収入

事業のスケジュール

・光熱水費や維持管理費等の削減相当額 など



募集する提案

令和6年10月 募集要項公表 課題設定型

①公共施設の利活用に関する提案

- ・旧ひめはるの里
- ・旧二宮小学校
- 旧国府関住宅
- ②ネーミングライツに関する提案
- ③ESCO事業に関する提案

令和7年1月頃 審 査

令和6年10月31日 事前面談受付締切

令和6年12月27日 提案書受付締切

令和7年2月以降 詳細協議

契約

自由提案型

提案対象を限定せず、民間事業者から自由なアイデアや知見を踏まえた提案を募ります。

お問合せ先:茂原市総務部管財課公有財産管理室

〒297-8511 茂原市道表1番地

[TEL] 0475-20-1520 [E-mail] kouyuuzaisan@city.mobara.chiba.jp

